

第37回さいたま地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和3年5月27日(木)午後3時から午後4時30分まで

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席者

1 委員

石川さおり，小川美季，亀崎美苗，黒金英明(委員長代理)，齋藤清文，佐藤彰宏，高木太郎，高橋俊章，任介辰哉，野山宏(委員長)，松苗弘幸，森田茂夫，山浦正敬，度会康晴(五十音順，敬称略)

2 オブザーバー

民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，総務課庶務係長

第4 議題

「民事訴訟手続のIT化について」

第5 議事

1 開会

2 委員交代の紹介

3 委員長の選任，委員長代理の指名

4 議題についての説明等及び意見交換

(1) 意見交換に先立ち，齋藤委員から民事訴訟手続のIT化に関する説明及び実演が行われた。

(2) 意見交換

(発言者：委員長，委員(裁判所委員である齋藤委員))

ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(以下「ウェブ会議」という。)については，賛成的に受け入れている。従前から実施されている電話会議の方法に比べて，ビデオ通話によりお互いの表情が見えることや，ファイル共有を活用して即時に情報共有ができることから利点を感じている。また裁判所に出頭せずに争点整理を実施できることから，日程調整が円滑に進み，迅速な審理に資するものと考えている。

もっとも、ツールであるウェブ会議は、直ちに裁判自体の迅速化に直結するわけではなく、裁判所と弁護士会との間で争点整理のあり方などの検討をしていくことが必要であろう。

民事訴訟手続のIT化が進むと、裁判所に来庁せずに訴訟手続に参加することができるようになるので、裁判に積極的に参加する国民が増えるのではないかと思う。他方で、面前での説明が分かりやすかったとの声もある。

以上を踏まえ、民事訴訟手続のIT化を進めるにあたっては、裁判所が国民に近づいていくという視点とオンラインだけでは意思疎通が難しくなるという視点を併せて持つことが重要だと思う。

メールでのやり取りは社会で一般化していることから、民事訴訟手続のIT化を推進することに問題はないと思う。

ウェブ会議については、代理人事務所から手続に参加できるため時間の節約になるほか、ペーパーレスにもつながり助かっている。

ウェブ会議は非公開の手続だと思うが、民事訴訟手続のIT化が進んでいくと、公開の手続である口頭弁論についても、ウェブ上で手続が完結することになるのだろうか。裁判の公開の要請との調和をどう図っていくのが課題であると感じた。

口頭弁論をウェブ上で行うことができるかについては、現在法制審議会で議論がなされている状況と聞いている。

御指摘にあるように、憲法で定められた裁判の公開の要請がある一方で、当事者等のプライバシー保護の要請もあるため、裁判の公開の要請という原則を踏まえながら、個々の事件の担当裁判官が手続の段階や内容に応じた訴訟手続をどのように進行させるかを判断している。

裁判の公開の観点から申し上げれば、口頭弁論については、現実の公開法廷で手続を行いつつ、当事者がウェブ会議等を用いて出頭するという検討が法制審議会でなされているものと承知している。

裁判を公開しながら訴訟手続を進行させることが相当な事案がある一方で、当事者等のプライベートなことについては、弁論準備手続のような非公開の手続で進行させることが相当である。現状は、当事者の意向を踏

まえつつ、手続の段階や内容に応じて訴訟手続が進行されていると感じる。

実演を通して、ウェブ会議に参加する代理人に対して録音・録画を禁止していることが印象に残った。意見というか疑問点がいくつかある。

1 ウェブ会議の内容はどのように記録するのか。

2 情報管理の観点から、ウェブ会議で共有したファイルデータの改ざんへの備えやウェブ会議のセキュリティをどのように担保しているのか。

3 裁判手続でウェブ会議を選択する際の基準はあるのか。

1については、ウェブ会議の目的が、裁判所と当事者間で自由に議論することにあるため、ウェブ会議の内容を録画したり記録化することはしておらず、必要があれば書記官が記録化する。

2については、最高裁判所において所要の措置を講じていると聞いている。

3については、個々の事件の担当裁判官が当事者双方の代理人の意見を聞いて実施するかを決めている。

民事訴訟手続のIT化が推進されていくと、ウェブ上で本人確認をどのように担保するかという問題が出てくるが、その点はいかがか。

ウェブ会議等を用いて出頭する者の本人確認等の在り方については、現在法制審議会で議論がなされているものと承知している。

今でも裁判手続には対面の手続が多く、IT化という観点からは遅れているという実感がある。裁判手続においては、現状ファクシミリや郵送でのやり取りが中心となっているものの、ウェブでやり取りができるようになることを期待する。

裁判の公開については、ウェブで傍聴人に対して公開するという方式も考えられるのではないか。

裁判の迅速化の観点からは、民事訴訟手続のIT化を推進していくことが相当である。もっとも、推進にあたっては、ITにアクセスすることが難しい方たちへの配慮の必要性も感じた。

ウェブ会議は、通信状況が一時的に悪化した場合への備えや、出席できなかった当事者等が、事後に会議の様子を確認できるという利点があると

思うので、録画ができるの良いと感じた。

民事訴訟手続の IT 化を推進していくことが相当である。ただし、民事訴訟手続については、オンラインだけではなく、裁判所と当事者が直接会って率直な意見交換が必要になる場面もあるので、バランスが重要であると思う。

5 閉会

第6 次回のテーマについて

委員から意見を募集した上で決定することとなった。

第7 次回期日

未定（令和3年11月頃）